

埼玉県報



埼玉県発行

目次

管理規程

○埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程 (経営管理課)

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (川越比企振興、東松山事務所)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興)

○税務総合オンラインシステム地方人特別税対応機能追加業務委託の随意契約に関する公示 (税務課)

○大規模小売店舗の変更に關する公示 (商業支援課)

○西大久保土地改良区の清算人就任届 (川越農林)

○南畑土地改良区の役員就任届 (川越農林)

○人間第一用水土地改良区の役員就任届 (加須農林)

○野牛馬立土地改良区の役員就任届 (春日部農林)

○野牛馬立土地改良区の清算人就任届 (〃)

○腐蛆病患畜の発生 (畜産安全課)

○測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)

○三郷市三郷インター南部土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)

○男性警察官用制服ワイシャツほか一品目の製造請負に係る一般競争入札の公告 (会計課)

○県道加須北川辺線の道路の区域の変更 (行田県土)

○開発行爲に關する工事の完了公告 (〃)

○川越建築安全センター (教委・総務課)

○開発行爲に關する工事の完了公告 (〃)

○熊谷建築安全センター (選管委)

○越谷建築安全センター (正誤)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (社会福祉課)

管理規程

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年五月十五日

埼玉県病院局職員給与規程 名和 肇

埼玉県病院局職員給与規程 (平成十四年埼玉県病院局事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「別表第九の職の欄に掲げる職を占める職員を行うものにあつては、一万二千円」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第二十一条第一項第二号の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

告示

埼玉県告示第七百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

安心な生活が出来るクリーンエコロジーをつくる会

三 代表者の氏名

柳下 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市笹目六丁目十三番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、健康者を問わず、すべての人々に対し、ものづくり等を通じ、雇用機会の拡充、職業能力の開発事業を行い、自立と自主性を確立し、積極的に社会に参加、貢献できるように支援することにより、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MiKOねっと

三 代表者の氏名

工藤 トモ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市三郷三丁目十八番五三

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちの豊かな成長を願い、子育て中の保護者と子育て支援をする人たちが、共に支え合い、

あらゆる年齢層の子どもたちが子ども時代を安心・安全に過ごせる地域・まちをつくることを目指し、子どもの健全育成の推進に寄与することを目的とします。

埼玉県告示第七百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人萌友

三 代表者の氏名

三

高澤 征四郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字前河内三二〇番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、高齢者及び高齢痴呆障害者に対しての生活支援及び青少年ボランティア活動の推進事業を行い、保健、医療又は福祉の増進を図り、地域社会の利益・発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月十五日

二 申請のあった年月日

平成二十一年五月十五日

三 申請のあった年月日

平成二十一年五月十五日

四 申請のあった年月日

平成二十一年五月十五日

平成二十一年五月十五日

平成二十一年五月十五日

平成二十一年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人道の空路

三 代表者の氏名

杉山 泉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市田谷百二十三番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持った人々が地域生活をするために必要と思われる環境を整え、その福祉の向上と自立および自律を促し、かつ、障害に対する社会的理解を促進することを目的とする。

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

税務総合オンラインシステム地方法人特別税対応機能追加業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

72,450,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

ザ・プライス東松山店

東松山市箭弓町一の十五の十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)

株式会社イトーヨーカ堂 東松山店

(変更後)

ザ・プライス東松山店

ハ 変更年月日

平成二十一年四月二十日

ニ 届出年月日

平成二十一年四月二十日

二 縦覧期間

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県告示第七百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

東松山市箭弓町一の十五の十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時(年間五十日午前九時三十分、年間十六日午前九時)から午後十一時

(変更後) 午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

第一駐車場 午前九時三十分(年間五十日午前九時、年間十六日午前八時三十分)から午後十一時三十分

第二駐車場 午前九時三十分(年間五十日午前九時、年間十六日午前八時三十分)から午後十時

(変更後)

第一駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十一年四月二十四日

ニ 届出年月日

平成二十一年四月二十三日

二 縦覧期間

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、昭和四十二年四月十八日解散認可した入郡毛呂山町西大久保土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名 住 所
関口 幸男 さいたま市南区別所三丁目一三番二十二号三〇六号室

埼玉県告示第七百一十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南畑土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 竹内 寛 富士見市大字上南畑二〇六九番地

二 退任

職名 氏名 住 所

理事 竹内 明雄 富士見市大字上南畑二〇六四番地

埼玉県告示第七百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、入間第一用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	村田博	毛呂山町大字川角二二〇〇番地一
同	齊藤章一	同 長瀬四二四番地
同	平野隆雄	同 同 一四三番地
同	浅見秀治	同 西戸七一五番地一
同	小沢信義	同 同 九四一番地五
同	清水逸司	同 川角一三〇四番地二
同	波田二三雄	同 葛貫八七八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	村田博	毛呂山町大字川角二二〇〇番地一
同	齊藤章一	同 長瀬四二四番地
同	市川明	同 岩井西五丁目一四番地二七
同	浅見秀治	同 大字西戸七一五番地一
同	小沢信義	同 同 九四一番地五
同	石田勇	同 同 七〇四番地
同	波田二三雄	同 葛貫八七八番地

埼玉県告示第七百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 瀬山昌生 羽生市大字下手子林二二九七番地

埼玉県告示第七百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、野牛馬立土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	大久保元保	南埼玉郡白岡町大字野牛六八八番地
同	濱田巖	同 同 一三〇一番地
同	矢部茂榮	同 同 一〇〇〇番地
同	小島義男	同 同 篠津二八二〇番地
同	中村郁夫	同 同 野牛六九五番地
同	中村郁夫	同 同 九三七番地一
同	大久保操一	同 同 七七八番地一
同	安野章三郎	同 同 九〇六番地
同	町田孝次	同 同 篠津二六七〇番地
同	中村甚之丞	同 同 野牛七九〇番地一
同	大久保清春	同 同 八八三番地三
同	大久保勉	同 同 八九九番地
同	大橋和雄	同 同 下大崎一〇一番地一
同	濱田和利	同 同 野牛一五五五番地
同	大久保作雄	同 同 同 一一四七番地
同	濱田桂司	同 同 六一七番地
同	濱田嘉一	同 同 同 一二九二番地
同	菱沼勇	同 同 篠津七八番地
同	立川勝巳	同 同 同 六〇七番地
同	濱田延行	同 同 野牛六一〇番地

埼玉県告示第七百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年四月十五日解散認可した南埼玉郡白岡町の野牛馬立土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
大久保 元保	南埼玉郡白岡町大字野牛六八八番地
濱田 巖	同 同 一三〇一番地
矢部 茂榮	同 同 一〇〇〇番地
小島 義男	同 同 篠津二八二〇番地
中村 郁夫	同 同 野牛六九五番地
中村 郁夫	同 同 九三七番地一
大久保 操一	同 同 七七八番地一
安野 章三郎	同 同 九〇六番地
町田 孝次	同 同 篠津二六七〇番地
中村 甚之丞	同 同 野牛七九〇番地一
大久保 清春	同 同 八八三番地三
大久保 勉	同 同 八九九番地
大橋 和雄	同 同 下大崎一〇一番地一
濱田 和利	同 同 野牛一五五五番地
大久保 作雄	同 同 一一四七番地
濱田 桂司	同 同 六一七番地
濱田 嘉一	同 同 一二九二番地
菱沼 嘉一	同 同 篠津七八番地
立川 勝巳	同 同 同 六〇七番地
濱田 延行	同 同 同 野牛六一〇番地

埼玉県告示第七百十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

腐蛆病 みつぶち	患畜	一群	東松山市	平成二十一年 四月二十二日	自衛殺
伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数及び 群数	発生場所又は 区域	発生年月日	処置

埼玉県告示第七百十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(精密測地網高度地域基準
点測量作業)

二 作業期間
平成二十一年五月十一日から平成二十二年一月二十二日まで

三 作業地域
秩父市、羽生市、北本市、秩父郡(皆野町、長瀬町)

埼玉県告示第七百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により三郷市三郷インター南部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

就任した理事の氏名及び住所

加藤 幸治	三郷市谷口七番地一
澁谷 浩行	花和田二〇一番地
島根 莞爾	彦江一丁目一八二番地
島根 重雄	同 一丁目一九五番地
杉橋 徳二郎	彦沢一丁目二五番地
鈴木 邦男	彦江一丁目三四番地二
鈴木 茂行	同 一丁目九一番地
田中 勝貴	彦沢一丁目六〇番地
馬場 武士	花和田三五四番地
馬場 政雄	同 一九六番地
馬場 康友	同 一八六番地
堀切 裕司	同 一三〇番地一
堀切 政弘	番匠免一丁目一六五番地
矢口 雄二	彦江一丁目一八〇番地
渡邊 秀雄	同 一丁目一三〇番地

埼玉県告示第七百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
 - ア 男性警察官用制服クイシャツ 7,351着
 - イ 男性警察官用短靴 7,324足
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成22年3月31日(水)までの間の指定する日
- (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。また、上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、単価を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 製造しようとする物品に必要とする生地 of 供給を受けられることの証明書類(原反出荷引受書)、生地見本及び製造見本を、平成21年6月24日(水)午後5時までに次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができると認められた者であること。
〒330—8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局装備課被服係 金澤 電話048-832-0110 内線2326
- (6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (7) 納入する物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

<p>3 入札書の提出方法等</p> <p>(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度第一係 岡本 電話048-832-0110 内線2245</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードすること。 イ 紙媒体での入札を希望する場合 上記(1)の場所において交付する。</p> <p>(3) 入札書受付期間</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月1日(水)午前10時まで</p> <p>イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合</p> <p>(イ) 郵送の場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月30日(火)午後5時まで(必着)</p> <p>(ロ) 持参の場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月1日(水)午前10時まで</p> <p>なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。</p> <p>(4) 開札の場所及び日時 埼玉県庁第二庁舎 6階警察本部総務部財務局会計課執務室 平成21年7月1日(水)午前10時30分から順次開札する。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務</p>	<p>規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金 契約の相手方は、1件当たりの契約金額に予定数量を乗じた金額に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年6月24日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 同システムから確認申請する。</p> <p>イ 紙媒体による入札書を郵送又は持参する場合 3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要否</p> <p>(6) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(8) 競争入札参加資格の付与 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年6月19日(金)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審</p>
---	---

查担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased

① Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity; 7, 351 shirts
② Male police officer's low shoes Quantity; 7, 324 shoes
(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; By 10:00 a.m., July 1, 2009 By mail; 5:00 p.m. June 30, 2009 In person; 10:00 a.m. July 1, 2009
(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-8533, Telephone: 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年五月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日
埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 加須北川辺線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	加須市大字下樋遣川字南瀬田和五五六番一地先から同市大字下樋遣川字南瀬田和五五三番一地先まで		一〇・〇八	一〇・二六	六四・四〇
新			一三・四〇	一五・四五	

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月十五日
埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号
平成二十一年一月二十二日
指令東整第二〇〇一〇二二〇号
二 検査済証番号
平成二十一年五月七日
第二一〇〇一〇号

比企郡滑川町大字山田字根岸前二一五五―一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県東松山市加美町一―二〇
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 舟橋俊人

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月十五日
埼玉県川越建築安全センター所長

埼玉県川越建築安全センター所長

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十年十二月十六日

指令東整第二〇〇一〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月八日

第二一〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字新宿三七〇

六―一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町二―三―三

株式会社東上不動産

代表取締役 宮村明彦

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十年九月十九日

指令行整第二〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年五月八日

第五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字川北一
三九八―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

羽生市南羽生二―七―五ラルジュ・

ロジユマンB一〇一 野内 勤子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年五月八日

指令越建七第二〇〇二〇二二号

二 検査済証番号

平成二十一年五月八日

第三二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八九

九―四、八九九―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目四番

地一―

若林 和雄

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成二十一年五月二十一日 午前十

時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第六十九号

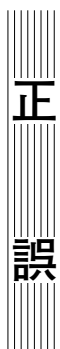
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から報告のあった、個人演説会等施設の所在地及び収容人員の変更について、同委員会から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年三月三日付け埼玉県選管告示第十八号により告示した内容を次のとおり訂正する。
平成二十一年五月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ

一六 下 段

東北コミュニティセンターの部を削除する。



埼玉県告示第六百六十一号(平成二十年四月二十八日第二千七十六号)中訂正

ページ 表中 行 誤

八 名称 五 戸田中央地域包括センター

正 戸田市中央地域包括センター

ページ 表中

九 サービスの種類 指定年月日 四行目の次に次の一行を加える。

介護老人保健施設 平成二十一年四月一日

行

ページ 表中
 九 サービスの種類 指定年月日 八行目の次に次の一行を加える。
 介護老人保健施設 平成二十一年四月一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)